

物品、印刷物の公開見積合せ説明書

上田市では、より公正・公平な競争による物品・印刷物の発注と、より多くの業者の皆様にご参加いただけるよう、一部の物品・印刷物について下記のとおり公開見積合せを導入しています。

御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象案件 一定金額以下で公開見積合せが適すると思われる物品（事務用品、電気製品、カメラ、教材、運動用具、楽器、被服等）及び印刷物（以下「物品等」という。）
- 2 参加資格 **令和 7・8・9 年度**上田市物品入札（見積）参加資格審査申請書を提出された方で、本店または委任先の所在地が上田市内にある方
- 3 見積合せの方法
 - (1) 見積参加希望者は、本庁（上田地域自治センター）契約検査課及び丸子、真田、武石の各地域自治センター地域振興課が公開する見積依頼書の内容を確認のうえ、案件ごとに提出期日までに見積書を提出してください。
なお、**令和 7・8・9 年度**上田市物品入札（見積）参加資格審査申請書の入札参加希望営業品目に記載のない項目についての見積参加はできませんので、御注意ください。
 - (2) 各課のホームページに「公開見積案件一覧表」を掲載いたします。詳細な仕様等は掲載できませんので、必ず各閲覧場所で見積依頼書の内容を確認し、誤りのないようご注意ください。
上田市のトップページ（右上）「入札・産業・建設」→「入札・契約」をご覧ください。
 - (3) 見積依頼書は、原則として毎週次の曜日に更新し、依頼案件がない場合はその旨ホームページに掲載します。指定日が休日の場合は、その翌開庁日とします。

ア 物 品	毎週水曜日に見積依頼	→	翌火曜日の午後 3 時までに見積書提出
イ 印 刷	毎週火曜日に見積依頼	→	契約検査課分は水曜日の午後 5 時までに見積書提出
		→	各地域自治センター分は木曜日の午後 5 時までに見積書提出
	毎週金曜日に見積依頼	→	契約検査課分は翌月曜日の午後 5 時までに見積書提出
		→	各地域自治センター分は火曜日の午後 5 時までに見積書提出

- (4) 期限までに提出された見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された方を契約の相手方と決定し、通知いたします。必要に応じ、契約書(物品請書)を提出していただくものとします。
- (5) 契約を履行できなかったときには、契約金額の100分の10に相当する額を納入していただきます。
- (6) 見積合せをした結果、予定価格に達した価格の見積もりがないときは、最低価格を提示された方に再度見積書を提出していただく場合や、指名による見積合せに切り替える場合があります。
- (7) 落札となるべき最低価格を提示された方が2人以上あるときは、くじ引きにより契約業者を決定するものとします。
- (8) 契約者は納入期限を厳守してください。

4 公開見積合せによらないものについては、別途指名通知いたします。

● お問い合わせ ●

上田市役所	財政部契約検査課	契約担当	2 3 - 5 2 5 7
丸子地域自治センター	地域振興課	庶務担当	4 2 - 1 0 4 3
真田地域自治センター	地域振興課	庶務担当	7 2 - 2 2 0 1
武石地域自治センター	地域振興課	庶務担当	8 5 - 2 8 2 4